

## 令和7年度第2回松戸市入札監視委員会議事録

1. 日時 令和8年2月12日（木曜日）
2. 場所 松戸市役所新館5階 市民サロン
3. 出席者 〈委員〉 福田委員長、山田委員、霞委員  
〈事務局〉 伊原財務部長、契約課長  
〈審議案件担当課〉 契約課、技術管理課、街づくり課、建築保全課、廃棄物対策課、道路維持課、下水道整備課
4. 傍聴人 0名
5. 議題
  - 1 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出
  - 2 入札及び契約の運用状況報告
  - 3 指名停止の運用状況報告
  - 4 抽出事案審議
  5. 議事の概要
    - (1) 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出

発言者	発言内容
事務局	では、定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第2回松戸市入札監視委員会を開催いたします。
伊原財務部長	委員会の開催に当たりまして、伊原財務部長よりご挨拶を申し上げます。 おはようございます。財務部長の伊原でございます。 本日は第2回の入札監視委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。 本市におきましては、日々、公平公正な入札執行を行うよう、事務局や担当課で努力しているところでございますけれども、皆様方の御意見をいただきながら、引き続き公正公平な入札執行に努めてまいりたいと考えておりますので、本日は、よろしく願いいたします。

事務局	本日、財務部長は業務の都合によりまして、退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
伊原財務部長	よろしくお願いいたします。
事務局	では続けさせていただきます。本委員会は原則として公開となっておりますが、傍聴希望者はいないため、以後の傍聴希望者は事務局の受付をもって許可したものといたします。
福田委員長	<p>それでは、福田委員長、議事の進行をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事を進めます。</p> <p>議題1、会議録署名委員及び審議案件抽出委員選出を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	会議録署名委員と審議案件抽出委員につきましては、順番で行うこととしておりまして、今回の会議録署名委員及び次回の審議案件抽出委員は霞委員となりますが、これでよろしいかご確認をお願いします。
福田委員長	両方とも霞委員ということですが、よろしいでしょうか。ご質問ございませんか。
福田委員長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>では、今回の会議録署名委員、次回の審議案件抽出委員は霞委員となりますので、よろしくお願いいたします。</p>

## (2) 入札及び契約の手続の運用状況報告

福田委員長	では、続いて、議題2 入札及び契約手続の運用状況報告を議題とします。
事務局	<p>事務局のほうから説明をお願いいたします。</p> <p>(入札及び契約の手続の運用状況報告について資料を基に説明)</p> <p>それでは、4ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>なお、6～11ページは契約一覧となっております。</p>

4 ページ目を開いてください。

事前にいただいたご質問につきまして契約課より回答いたします。

まず、一つ目のご質問で令和6年度上期と比較した場合の令和7年度上期の傾向について、契約課の見方を教えてください。というご質問を福田委員よりいただきました。また、工事の一般競争入札の「平均参加者数」が前年比較で5.06者から3.61者に減少していることについて、発注者として所見があれば教えてくださいとのご質問を山田委員よりいただいております。回答といたしまして、一般競争入札の工事1件あたりの金額は、令和6年度上半期は5,750万円、令和7年度上半期は約9,000万円、と約3,250万円の増加となっておりますが、これは1億円以上の工事が令和6年度上半期は18件、令和7年度上半期は39件と大幅に増加したことによると考えられます。

工事・一般競争入札の平均参加者数の減少につきまして、1者入札が令和6年度上半期は18件、令和7年度上半期は34件と増加したことによることが主な要因で、これは限られた工期で同時期に多数の発注をせざる得なかった小中学校体育館の空調設備設置工事で1者入札が多かったためと考えられます。

続いての質問です。発注者として入札参加者数を増やす方策についてお考えはありますでしょうか。とのご質問を山田委員よりいただいております。回答といたしまして、配置予定技術者の確保困難により辞退されるということもあるため、発注時期の平準化やフレックス工期の活用等が入札参加者を増やすひとつの方策と考えております。

続いての質問です。工事の「随意契約件数」が前年比較で大幅に減っている要因を教えてください、という山田委員からのご質問です。令和4年度上半期は7件、令和5年度上半

期は5件であり、令和7年度上半期が例年より件数が多くなっております。特に1者随意契約は、工事内容の特殊性から、いつ発注するかは事業担当課の判断によるため、要因について申し上げることは難しいと考えております。

続いての質問です。工事の随意契約件数が13件から4件に減少したのは、表の作成基準と関係がありますか、との霞委員よりご質問です。令和6年度上半期の工事の随意契約は、4件とも2,500万円以上であったため、随意契約の基準額の引上げとの関係はないものと考えられます。

続いての質問です。令和7年度の表の記載の基準が変更されています（設計金額につき、建設工事は130万円から200万円、工事関連業務は50万円から100万円）。そうすると、工事の一般競争入札の平均参加者数が、約5者から約3者に減少したのはどのように分析されますか（工事関連業務委託は逆に5者から7者に増えています）、との霞委員からのご質問です。表の基準額につきましては、昨今の物価高騰等を踏まえ、4月に地方自治法施行令の一部が改正され、随意契約の基準額が引上げられたことに伴い変更したのですが、工事・工事関連業務委託ともに基準額引上げに伴う影響はございませんでした。（令和6年度上半期 工事：200万未満の一般競争入札0件、工事関連業務委託：100万未満の一般競争入札0件）工事の一般競争入札の平均参加者数減少につきましては、1問目の回答をご覧ください。

続いての質問です。（総括表外ですが）入札不調になった案件は（どのくらい）ありましたか。不調になったケースのその後の対応状況をご教示ください、との福田委員からのご質問です。1月末現在で、工事は4件、工事関連業務委託は2件でした。その後の対応につきましては、設計金額・工期・入札参加資格の見直し等を行い再発注し、契約に至っております。事前にいただいたご質問は以上になりまして、回

	答も以上となります。
福田委員長	ありがとうございました。他にご質問はございますか。
山田委員	フレックス工期の活用とは、具体的にどういうことですか。
契約課	工事で年間4～5件、一般競争入札で公告しています。設定工期の3割を超えない期間で工事の着手を遅らせ、工事着手までは技術者の専任配置しないことができる制度です。国、県や他の自治体も活用しています。
霞委員	総括表の作成基準額が、物価高騰を踏まえて引き上げられたとのことですが、今後は新しい基準で表が作成されるのですか。
契約課	そうです。地方自治法施行令の基準が変わらない限り変更はありません。
霞委員	基準額が変わってしまうと比較が難しくなってしまいますので。基準額に変更になったが、結果に大きな影響はなかったということですか。
契約課	はい。
福田委員長	基準に大きな変更がなかったことを前提として、一番最初の質問で、1億円以上の工事が令和6年度上半期は18件、令和7年度上半期は39件と大幅に増加し、1億円以上の発注が多かった理由は何ですか。
契約課	1者入札が34件と多かった理由を記載していますが、市内小学校45校、中学校20校全ての体育館の空調設備設置工事を1年間で完成させなければなりませんでした。これは緊急防災災害事業債という起債の期限が令和2年度から7年度だったため、令和7年度に発注せざるを得ませんでした。もう少し計画的にできれば、1者入札も減ったかもしれません。
霞委員	駆け込みでやってしまったということでしょうか。
契約課	結果的にそうになってしまいました。
福田委員長	ありがとうございました。

(3) 指名停止の運用状況報告

福田委員長	では、議題4の指名停止の運用状況報告を議題とします。 よろしく申し上げます。
事務局	(指名停止の運用状況報告について、資料に基づき説明) 資料は、12～13ページ記載のとおりとなります。 14ページをご覧ください。 事前にいただいたご質問につきまして回答いたします。 福田委員より、9番、京葉ガスエナジーソリューションとは、これまで契約の実績はありますか。指名停止により、影響がありましたか。とのことですが、回答といたしまして、契約課においては、京葉ガスエナジーソリューションと契約を締結した実績はなく、影響はございません。 続きまして、12番、日本郵便が指名停止になりましたが、日本郵便を指名先とするような入札契約はどのようなものがありますか、とのご質問ですが、日本郵便と入札を経て契約を締結した案件はございません。 回答は、以上となります。
福田委員長	ありがとうございます。京葉ガスエナジーソリューションは過去にも契約の実績はなかったのですか。
事務局	ありません。

(4) 抽出案件審議

福田委員長	では、抽出案件のほうの審議に移りたいと思います。 ご説明お願いいたします。
事務局	では、抽出事案の審議を議題といたします。初めにお伺いいたしますが、今までと同様に、1件ごとに資料の説明をした後、審議をしていただくという形でよろしいでしょうか。
福田委員長	はい。
事務局	(抽出事案審議について資料を基に説明)

今回抽出された案件は、建設工事は5件で、一般競争入札3件、指名競争入札1件、随意契約1件。工事関連業務委託は2件で、一般競争入札が1件、随意契約1件の合わせて7件になります。

それでは建設工事のうち一般競争入札の1件目、資料15ページの抽出事案説明書をご覧ください。

街づくり課発注の「松戸駅東口駅前広場ペDESTリアンデッキ改修工事」です。種別は建築一式工事、事業概要は記載のとおりとなります。

入札参加要件は建築工事のA Bランク、市内本店、過去10年以内に公共工事の建築一式工事を元請として施工した実績がある者とし、参加要件より対象事業者数は24者で入札参加者は1者でした。

予定価格は793万1,000円、契約金額は792万円で落札率99.86%でした。

17～18ページをご覧ください。

いただいたご質問につきまして、担当課より回答いたします。

いただいたご質問と回答になります。

事業概要に令和6年度工事にて解体した壁面の改修等とありますが、本件工事に関連する工事があれば概要（時期・内容・金額・受注業者）をご教示ください。（契約No98の松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ改良工事と一緒に入札しなかった理由は何でしょうか）とのご質問ですが、関連する令和6年度発注工事につきましては、工事件名：松戸駅東口駅前広場ペDESTリアンデッキ支障物解体工事、契約日：令和6年9月25日、契約工期：令和6年9月26日から令和6年12月20日まで、完了日：令和6年12月19日、しゅん工、内容：松戸駅改良事業にあわせ、ペDESTリアンデッキと新たに接続する箇所において、接続の支障となる既存壁面及び手

街づくり課

摺等の解体、契約金額：7,480,000円、受注者：株式会社小見解体となっております。契約No98の松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ改良工事と一緒に入札しなかった理由といたしましては、東口デッキ改修工事のうち、JR東日本の駅改良工事との工程調整が必要な箇所において、本工事が可能な施工時期が第2四半期中に限定されていたことから、契約時期が9月末になる西口デッキ改良工事とは別の工事として発注いたしました。

続きまして、対象事業者数24者に対し、申請者数3者の理由は、とのご質問ですが、隣接する駅改良工事が進められている中での工事であり、隣接施工者との密な調整・連携が不可欠な工事であることから、直接の工事内容以外の部分で工事の難易度が高くなってしまっていることや、第1四半期での発注であり、市発注他工事との兼ね合いや、昨今の課題である作業員の確保等により、申請者数が少なくなっていると推察されます。

続きまして、入札参加の意思表示をした3者のうち2者が辞退しておりますが、その理由を教えてください。3者中、2者辞退の理由は、とのご質問ですが、辞退届によりますと、1者につきましては会社都合のためと記載されており、1者につきましては、手持ち工事との兼ね合いから、これ以上の受注が難しいためと記載されております。

続いて、資格審査申請者数は3者であったのに2者が辞退して、落札者について事後審査でした。事前審査は、通常どのようなタイミングで行われるのですか、というご質問です。回答といたしましては、事前審査は入札参加申込開始から申込期限の間に入札参加申込書が提出され次第随時行っており、辞退する場合は、事前審査終了後、入札書提出期間内に行われます。事後審査は、開札後に落札候補者についてのみ審査を行います。参考資料の日程表をご覧ください。公告

契約課

の期間を中心に事前審査をしております。事後審査の場合は、開札後、落札候補者についてのみ審査をしております。

18ページに戻っていただきまして、入札参加の意思表示をした者について、競争性確保の観点から辞退を防止する方策についてお考えはありますでしょうか、という山田委員からのご質問です。回答といたしまして、入札参加業者が参加の申請をした後、入札辞退をする要因は様々で一概には申し上げられませんが、要因としては、同時並行で申し込みをしていた他案件の落札状況が判明したことで、案件の受注が困難になったなどが考えられます。方策としましては、ゼロ債務負担行為やフレックス工期制度を活用した発注時期の平準化が方策として有効かと考えられます。以上になります。

福田委員長

ありがとうございました。ご質問はありますでしょうか。

結果的には、西口の改良工事と同じ輝建設が受注したが、別々に発注すると落札業者も異なる可能性はあるが、影響はなかったのでしょうか。それも踏まえて別々に発注されたのでしょうか。

街づくり課

他の事業者であったとしても調整協議等の体制は整えられていました。今回は結果的に同じ業者が落札しており、JRとの調整等において、過去の工事实績からノウハウを持つ業者で良かった、という認識です。

福田委員長

だとしたら、1つの工事として発注した方が調整はしやすかったのではないのでしょうか。

街づくり課

西口の工事は3か年の継続費工事として発注しているため、予算及び契約時期の都合上、一体にできませんでした。

予算要求時点で、発注方法についてより検討を行うべきだったと思います。

福田委員長

ありがとうございます。

霞委員

輝建設は、隣接施工者との蜜な調整ができる業者であったという評価をされていたということでしょうか。

街づくり課	そうですね。昨年度実施した西口デッキの接続工事は輝建設と契約しています
霞委員	こういった調整ができる業者は限られてしまうのでしょうか。
街づくり課	街づくり課で発注している工事が、松戸駅のデッキの工事が主ですが、応札者が3者ということで、参加しづらいのではという印象はあります。補足しますと、JRとの工事の兼ね合いの中で、様々な会社が施工に携わっており、関連会社との調整が難しい中で、我々も協議の場に入りながら調整しています。また、協議にも時間がかかり、それに慣れていたり、信頼関係を築いていかななくてはいけないところが敬遠されているのかもしれませんが。
霞委員	事後審査とは具体的にはどういうことでしょうか。
契約課	先ほどの参考資料の日程表をご覧ください。開札の1、2日しかありませんが、一番低い金額を入れた業者のみを審査しております。工事と工事関連業務委託に関しては、だいぶ前から事後審査方式をとっており、これは事前に10何者申込みがあった業者を1件1件審査をしていると非常に手間だということで、国が推奨している制度でもあり、県内の自治体でも採用されております。ただ、申込んだ業者の基本的な部部である市内の業者であるとかランク等については全者見ております。技術者等の細かい部分は、落札候補者のみ審査しております。
霞委員	事後審査で駄目になるケースはあるのですか。
契約課	今まではありませんでした。審査が通らなければ2番手の業者になります。
福田委員長	辞退された業者でも事前審査は行っているのですか。
契約課	市内業者であるとかランクの審査は行っております。
福田委員長	ありがとうございました。他に何かご質問ありますか。 無いようですので次の案件を審議します。

事務局	<p>続きまして、19ページの道路維持課発注の「小金城趾駅跨線橋補修工事」です。種別は土木一式工事、事業概要は記載のとおりとなります。入札参加要件は土木工事のAランク、市内本店、過去10年以内に公共工事の橋りょう補修工事を元請として施工した実績がある者とし、参加要件より対象事業者数は18者で入札参加者は10者でした。予定価格は1億6,712万3,000円、契約金額は1億5,038万5,400円で落札率89.98%でした。21ページをご覧ください。</p> <p>いただいたご質問につきまして担当課より回答いたします。</p>
契約課	<p>最初のご質問ですが、低入札調査基準価格とは何ですか、というご質問です。回答といたしまして、低入札価格調基準価格とは、予定価格の制限の範囲内において最低価格で申し込みをした者の価格が、あらかじめ設定した調査基準価格未満であった場合、発注者である市が調査を行い、履行が可能と判断すれば契約を締結しますが、履行されない恐れがあると判断した場合は落札者とせず、次に低い価格で入札した者を落札者とする価格基準で、建設工事で設計金額が1億円以上または総合評価方式により契約を締結しようとする場合に設定しております。</p> <p>続きまして、低入札調査基準価格の設定基準及び調査内容を教えてください、とのご質問ですが、ここに書いてある4つの項目にそれぞれ掛ける係数が決まっております、これを合計したものが調査基準価格となります。この合計額が、予定価格（税抜き）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格（税抜き）に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格（税抜き）に100分の75を乗じて得た額）とする、としております。</p> <p>調査内容につきましては、参考資料としてお配りしており</p>

	<p>ます。第8条の調査に実施というところの内容を中心に書面調査、対面での聞き取り調査を実施しまして、その価格で工事を履行できるかどうか審査をします。</p> <p>21ページにお戻りください。</p> <p>道路維持課からお答えします。10者中9者が低入札調査基準価格に密集していることついて発注者としての所見をお聞かせください。とのご質問ですが、入札に参加する業者は、受注するために低入札調査基準価格に近い金額で入札するためと考えます。</p> <p>次に、次点が1,000円差で、4者となっていますが不自然ではないのでしょうか。担当課が考える要因を教えてください、とのご質問ですが、入札に参加する業者は、受注するために低入札調査基準価格に近い金額で入札することが多いことから、必然的に金額が近くなると考えます。</p> <p>次に、低入札調査基準価格と落札価格が1,000円しか変わらない理由は何ですか、というご質問ですが、工事を受注するため、低入札調査基準価格に近い金額で入札することが近年では多くみられ、その価格に近い金額で入札できたということは、受注業者の積算の精度が高いものと推測されます。</p> <p>以上となります。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>このようなことはよくあるのでしょうか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>橋りょう補修工事に限らず、道路の補修工事など他の工事でも最低制限価格や低入札価格に近い1,000円差で並ぶことはよくあります。</p>
<p>霞委員</p>	<p>本件ではたまたま1者だけ調査基準価格より1,000円高く落札となったが、もし他の業者も同額であった場合はくじ引きとなったのでしょうか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>はい。</p>
<p>山田委員</p>	<p>入札額が同額でくじ引きとなることはあるのでしょうか。</p>

契約課	<p>今回は調査基準価格ですが、予定価格1億円未満は最低制限価格であり、そこに張り付く業者も多くくじ引きとなることもあります。</p>
福田委員長	<p>積算精度が高ければ全者でくじ引きになってもおかくないのではないのでしょうか。</p>
道路維持課	<p>今回は1,000円差で落札されているが、最低制限価格近くで入札されることは他の工事でもよくあります。</p>
福田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次の案件をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、23ページの建築保全課設計、学校施設課発注の「松戸市立梨香台小学校外壁改修工事」です。種別は建築一式工事、事業概要は記載のとおりとなります。</p> <p>入札参加要件は建築工事のAランク、市内本店、過去10年以内に公共工事の建築一式工事を元請として施工した実績がある者とし、参加要件より対象事業者数は13者で入札参加者は3者でした。</p> <p>予定価格は6億1,666万円、契約金額は6億1,600万円で落札率99.89%でした。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p>いただいたご質問につきまして担当課より回答いたします。</p>
技術管理課	<p>技術管理課です。よろしくお願いします。</p> <p>はじめに配置予定技術者の技術力に関し、同種工事の施行実績がゼロだと、工事成績もゼロ点になってしまうのですか。というご質問ですが、当該案件の施工実績の評価対象となる工事は、公共工事における「3階建て以上の学校（小・中・高）校舎の外壁改修を主とした工事」を元請として施工し、引渡しが完了しているものに限られます。</p> <p>一方、工事成績の評価対象は、本市が発注した「建築一式工事」であるため、同種工事以外の建築一式工事に係る工事</p>

成績についても評価の対象となります。

次に、総合評価方式ということで、落札者が、「配置予定技術者」の評価項目の「工事成績」において圧倒的に他社と差をつけた要因について説明してください、とのご質問ですが、本市が発注した建築一式工事の施工経験を有する技術者が限られており、結果として、該当する工事成績を有する技術者を配置できた企業が高い評価を得たものと考えられます。「継続教育の取組」についても、継続教育の取組については、日頃から積極的に実施している企業と、そうでない企業との間で取組状況に差があり、その差が評価結果に反映されたものと考えられます。以上です。

契約課

続いての質問です。

資格審査申請者5者のうち2者が辞退しておりますが、その理由を教えてください。また、辞退する場合の手続きを教えてください、とのご質問ですが、辞退理由につきましては、2者ともに技術者の確保が困難であるため、でした。

辞退する場合の手続きにつきましては、一般競争入札で電子入札の場合、電子入札システム上で入札参加申込後、入札書締切提出日時までに行われます。先ほどの参考資料の日程表をご覧ください。3番目に業者のスケジュールがありますが、入札書提出期間が4日間ありますが、この間に金額の札を入れてもらう代わりに辞退の札を入れてもらうことになります。説明は以上となります。

福田委員長

ありがとうございます。

私が質問したところですが、今回の結果調書を見ますと太陽ハウスの配置予定技術者の同種工事の施工実績と工事成績もゼロですが、これはたまたま両方とも実績がなかったということですね。

技術管理課

はい。

霞委員

これらの評価は、入札の書類を見て判定したのですか、そ

	<p>れともヒアリング等で事前に情報を把握されていたのですか。</p>
技術管理課	<p>工事成績については、こちらで把握している数字と入札時に提出された書類を見て判定しました。</p>
霞委員	<p>継続教育の取組みとは何ですか。</p>
技術管理課	<p>様々な団体が推奨している単位を取っていることです。</p>
福田委員長	<p>工事成績の評価対象は本市の発注であって、他市の工事成績は把握できないからでしょうか。</p>
技術管理課	<p>はい。</p>
福田委員長	<p>松戸市で実績を作った技術者を配置してほしいということですか。</p>
技術管理課	<p>こちらで他市の工事成績を把握できないからです。</p>
契約課	<p>会社としての実績もそうですし、技術者としての実績を松戸市で積んでもらうことになります。スカウト等で新しい技術者を受け入れたとしても、他市の実績は評価できません。</p>
福田委員長	<p>技術者を配置できないことによる辞退が多いとのことなので、他市からスカウトできればと思いましたが、わかりました。</p>
山田委員	<p>対象事業者数が13者で、申請者数が5者で2者辞退とのことですが、日程表を付けていただいているため分かりやすいのですが、業者さんは参加申込みをしてから辞退まで2週間ぐらいですが、最初から手を挙げなくてもいいのかなと思いました。</p>
福田委員長	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>続きまして、27ページ、指名競争入札の案件で建築保全課設計、学校施設課発注の「松戸市立河原塚小学校エレベーター設置機械設備工事」です。種別は管工事、事業概要は記載のとおりとなります。</p> <p>入札参加資格要件は、管工事のA Bランク、市内本店、過去10年以内に公共工事の管工事を元請として施工した実績が</p>

ある者とし、31者指名し、3者参加でした。

予定価格は、982万3,000円、契約金額は968万円で落札率98.54%でした。31～32ページをご覧ください。

いただいたご質問につきまして担当課より回答いたします。

5点の質問をいただいております。

まず、「抽出事案説明書」記載の事業概要が、エレベーター設置機械設備工事とそぐわないようにも見えますが、どのような事業概要なのか、一般競争入札No50の「松戸市立河原塚小学校エレベーター設置工事」、No63の「松戸市立河原塚小学校エレベーター設置電気設備工事」との関連はどのようなものでしょうか、という質問をいただいております。

回答といたしましては、エレベーター棟を増築する場所にある既存手洗いの移設や給排水管の切り回し改修が主な内容となっております。一般競争入札No50の「松戸市立河原塚小学校エレベーター設置工事」はエレベーター棟を増築する建築工事となっており、機械設備工事は付帯的工事という位置づけになります。No63の「松戸市立河原塚小学校エレベーター設置電気設備工事」はNo50の「松戸市立河原塚小学校エレベーター設置工事」のための電源等を扱う工事であり、機械設備工事との直接的な関連性はありません。

「抽出事案説明書」の指名理由欄に、「入札参加資格の概要に該当するため」と記載されておりますが、該当者は全て指名しているのでしょうか、というご質問ですが、該当者は全て指名しております。

無効となった2者の入札価格が落札者と比べ高かった理由につきましては、積算数量を基に事業者が見積りを算出した結果ですが、各事業者において人件費や現場に配置する作業員数の考え方、また営業利益率等が異なるため、入札価格に差が出たと推察されますが、正確なところはわかりません。

契約課

続いてのご質問です。

指名競争入札において、発注規模に応じて指名する事業者数に関する基準があるのでしょうか、というご質問ですが、参考資料の建設工事指名業者選定基準をご覧ください。

その中の第2条に表がございまして、一番右の土木・建築・ほ装・造園以外の建設工事のABCそれぞれの発注金額があります。

続いて32ページに戻っていただきまして、「入札の結果及び経過書」に「計算誤りのため」及び「内訳書の重要項目未記載による不備のため」失格となっている者がありますが、発注者としてその要因を分析されておりますでしょうか。例えば、入札関係資料に誤りではないが誤認されそうな箇所が見受けられ今後は改善を図るなど。と、無効となった2者の無効理由についてご説明ください、とのご質問です。

合わせての回答となりますが、今回のケースである「計算誤りのため」は、単純な足し算の間違い、「内訳書の重要項目未記載による不備のため」は、会社名の未記載であるため、業者側の単純ミスである考えられます。

福田委員長

ありがとうございます。

エレベーターは外に設置するのですか。

建築保全課

はい。

福田委員長

松戸市は、エレベーター設置は進んでいるのですか。

建築保全課

学校については、あまり進んでいません。

山田委員

機械設備工事、電気設備工事等、件名がわかりづらい。命名の基準はあるのですか。

建築保全課

基本となる建築工事の名称に電気設備工事。機械設備工事を付けています。

霞委員

電気設備工事と機械設備工事は根本的に違うものであるということはおわかりますが、No.50との関連はありますか。

建築保全課

これは建築一式工事で発注したもので、基本的には分離発

	注となります。
霞委員	発注時期は同じなのですか。
建築保全課	同時期に発注しています。
山田委員	指名競争入札は少ないと思うが、一般競争入札にしない理由はあるのですか。
契約課	最初、一般競争入札で発注しましたが、申込がなかったため中止となり、工期もタイトで再度一般競争入札で発注する時間がなかったため、仕方なく指名競争入札で発注しました。指名したものの、発注案件が重なっていきこともあり辞退が増えてしまいました。
福田委員長	ありがとうございました。
事務局	<p>続きまして、33ページ、随意契約の案件で建築保全課設計、廃棄物対策課発注の「松戸駅西口・東口公衆トイレ設置工事」です。種別は建築一式工事、事業概要は記載のとおりとなります。随意契約理由は別紙のとおりです。</p> <p>予定価格は1億3,563万円、契約金額は1億3,398万円で落札率98.78%でした。36～37ページをご覧ください。</p> <p>いただいたご質問につきまして担当課より回答いたします。</p>
廃棄物対策課	<p>廃棄物対策課でございます。</p> <p>一つ目、JR東日本でなく、松戸市が松戸駅に公衆トイレを設置する理由をご説明ください。というご質問の回答としましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第6項で「市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け衛生的に維持管理しなければならない」となっており、これに基づいています。</p> <p>二つ目、駅舎内に設置するにあたり、JRが計画・設置し、市が費用負担するという形式は、検討されなかったのですか。それぞれが契約するより、安くなる余地はないのでしょうか。</p>

回答としましては、公衆トイレを設置するにあたり、JR東日本と協議を重ねた結果、現在の形式（松戸市が計画・設置）となっております。

三つ目、担当部課と設計担当部課の双方が関与するのはどのような場合ですか。

回答としましては、設計や工事を進める段階や建物賃貸借契約などの諸条件を協議する中で、仕様や図面の内容確認等で、双方が関わっております。

建築保全課

トイレの設置工事が「随意契約」となっておりましたので、本件を抽出しました。随意契約理由を拝見させていただきましたが、そもそも近接施工工事においては、関係者と工程等の調整を入念に行いながら実施するものと思料しますが、総合評価方式により発注する余地はなかったのでしょうか。理由書記載の表現が抽象的ですので、事例など交えて補足説明して頂ければと存じます。

回答としまして、今回の工事は、現在、JR東日本(株)が行っている駅舎の改修と合わせて、駅舎1階の道路に面した部分に松戸市の公衆トイレを建設するものです。

トイレの施工場所に隣接して電車が走っており、また電車を動かすための特別高圧送電線も近接しています。

施工においては、鉄道運航に支障を及ぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められ、運航管理上の措置と密接な連携を取りながらの施工が要求されます。

事例としては、松戸市が跨線橋などの改修工事を行う際も、鉄道事業者と随意契約していることに鑑み、本工事は競争入札（総合評価方式を含む）に適さないものと判断し、JR東日本(株)の工事の受注者である(株)フジタへ随意契約したものです。

福田委員長

ありがとうございます。質問がいくつか出てますが、共通している問題意識は、JRの駅舎内にあるトイレについて松戸

	<p>市が設置するのはなぜかということです。</p> <p>例えばトイレが出来た後の管理や、トイレがある場所の借地権などはどうなっているのでしょうか。</p>
廃棄物対策課	<p>そもそも、箱はJRに作ってもらい、そこにトイレを設置しているので賃貸借契約となります。</p>
福田委員長	<p>駅舎内だとトイレを作るっていうのはJRの仕事だと思うのですが。</p>
建築保全課	<p>JRの中にもトイレはあるが、今回は駅舎の公道に面している部分の公衆トイレなので市として設置しました。改札の中のトイレとは違うものです。JRが作って負担金を市が出すという協議もしたが、改札の中の駅舎のトイレと違い、市が管理していくものをJRが作って提供するというスキームがないとのことなので、市が作ることになった。</p>
福田委員長	<p>改札の中であろうが外であろうが、駅舎のトイレであればJRが設置するという気がします。</p>
建築保全課	<p>公衆便所なので駅のロータリーが広ければ、そこに設置できたが、松戸市の場合は空地がなかったため、駅舎の内部を間借りする形になりました。</p>
霞委員	<p>水道光熱費は全て松戸市の負担なのですか。</p>
廃棄物対策課	<p>そうです。</p>
福田委員長	<p>賃借料は払っているのですか。</p>
廃棄物対策課	<p>はい。</p>
福田委員長	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>続きまして、38ページ、委託の一般競争入札で道路維持課発注の「市道1地区331号道路擁壁補修設計業務委託」です。</p> <p>種別は土木：道路、事業概要は記載のとおりとなります。</p> <p>入札参加要件は測量の土木：道路に登録、千葉県内本支店、過去10年以内に官公庁発注の道路設計の履行実績がある者とし、参加要件より対象事業者数は140者で入札参加者は5者でした。</p>

道路維持課

予定価格は1,114万3,000円、契約金額は1,114万3,000円で落札率100%でした。40ページをご覧ください。

いただいたご質問につきまして担当課より回答いたします。

3点ご質問をいただいておりますので、道路維持課より回答させていただきます。令和7年度上期、㈱日本インシーク松戸営業所は7件のうち5件について、最低制限価格と同額で落札しています。本事案が落札率100%となる要因をどのように見えていますか。

回答といたしましては、本業務は、設計業務、測量業務、地質調査と複合的な設計であるため、各業務への技術者の配置や経費等を鑑み積算した結果、予定価格と同額となったのではないかと考えます。失格となった業者においては、最低制限価格での落札を目指して入札したが、結果として最低制限価格を下回ってしまったものと考えます。

次に、入札参加5者のうち4者が、最低制限価格を下回ったため失格となっていることについて、発注者としてその要因を分析されておりますでしょうか。例えば、入札関係資料に、誤りではないが誤認されそうな箇所が見受けられ、今後は改善を図るなど。

当事業を落札するために、最低制限価格を見据えて積算を行い、その中で一般管理費等の計算の誤差により、最低制限価格を下回ったものと考えます。

次に、最低制限価格を下回ったのが4者にも上る理由はどのように分析されていますか。

同じになりますが、当事業を落札するために、最低制限価格を見据えて積算を行い、その中で一般管理費等の計算の誤差により、最低制限価格を下回ったものと考えます。

以上となります。

福田委員長

最低制限価格を下回っている価格には、そんなにブレがな

道路維持課	<p>いので、共通の間違いがあったのではありませんか。誤認されそうな箇所等の改善についてはどう考えていますか。</p> <p>最初に申上げましたように、今回の業務は設計業務と測量業務、地質調査と複合的な業務になっていますが、各業務において経費の考え方が違いますので、それを合算しての積算ということで、差が出てきてしまったのではないかと思います。</p>
霞委員	<p>一般管理費をやや過少に見積もってしまったという評価をされているのでしょうか。</p>
道路維持課	<p>そうですね。推察になってしまいますが。</p>
福田委員長	<p>よくある間違いとして事前に説明してもよいのではないのでしょうか。</p>
霞委員	<p>金額がこれだけ収れんしていると、考え方が大きく違っていたのではないかという気もします。説明不足もあったのではないのでしょうか。また、落札業者だけが得た情報はなかったのでしょうか。</p>
道路維持課	<p>基本的には業務の内容については、特記仕様書で数量等を示しており、市で積算した内容の金額抜きの設計書も公表しているため、条件は同じであります。</p>
福田委員長	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>続きまして、次が最後の案件となります。41ページ、随意契約の案件で下水道整備課発注の「松戸市下水道総合地震対策計画策定業務委託」です。事業概要は記載のとおりとなります。</p>
	<p>随意契約理由は別紙のとおりです。</p>
	<p>予定価格は971万3,000円、契約金額は957万で落札率98.53%でした。44～45ページをご覧ください。</p>
	<p>いただいたご質問につきまして担当課より回答いたします。</p>
下水道整備課	<p>下水道整備課です。よろしくお願いたします。</p>

まず1点目、これまでの(株)シーエスエンジニアとの契約の経緯からすると、今後も関連業務は、同社との随意契約になる見込みが高いと思われます。下水道のようなインフラ設備に関して、長期にわたり1社に依存することにはリスクもあるのではないかと思います。下水道整備課としてはどのようにお考えでしょうか。

回答といたしましては、ご指摘のとおり、特定の業者に長期にわたり業務を依存することは事業継続性の観点からも一定のリスクがあるものと認識しております。

本件、下水道の地震対策計画業務は、高度な専門性はもとより、本市の下水道施設の整備状況や地質的条件の把握、地域防災計画や既計画との整合など、継続的なノウハウの蓄積が求められる業務であり、また、「松戸市上下水道耐震化計画」に基づき、次年度に詳細設計を行う必要があることから、年度内に計画の策定を完了させなければならないという最大の目的がありました。そのため「基礎調査」など、本市の特性を熟知している同社であれば、業務期間の大幅な圧縮が可能と考え、随意契約といたしました。

今後の業務につきましては、受託者に対して過年度の成果物等を貸与することで、業務の実施が可能な案件に関しては、基本的には一般競争入札による発注を考えています。ただ、業務の内容によっては、同社と随意契約とした方が、市として有利という場合も考えられるため、1社に依存するリスクも十分に認識しながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

2点目です。「松戸市地域防災計画」で位置付けられている指定避難所107か所のうち、市立小中学校64か所のマンホールトイレ整備事業については令和4年度をもって完了しているとのことですが、本契約は、新たに位置付けされた重要施設の流下管路の耐震化計画を策定するとともに、残りの指定

避難所全てについてマンホールトイレの整備計画を作成するということでしょうか、本件をもって指定避難所107か所全ての整備計画は完了し、更なる計画策定業務の委託契約はないということでしょうか。

また、次年度から速やかに詳細設計・工事に着手する必要があるとのことですが、詳細設計や工事についての契約方式は、どのようにお考えでしょうか。

回答といたしまして、1点目のマンホールトイレの整備についてですが、今回、指定避難所の残りの施設の追加策定業務に至った背景といたしまして、令和5年度に国の交付金の交付要件の緩和があったことから、その要件に該当する施設に対する追加策定を実施するものであります。本市の場合、新たに要件を満たすこととなった施設が17施設となり、その施設に対する計画策定業務であるため、指定避難所107か所全ての整備計画が完了するわけではございません。

残りの避難所におけるマンホールトイレの整備につきましては、下水道事業としては現時点では未定でございます。今後、整備手法等も含め、庁内関係部署と協議調整してまいりたいと考えております。

2点目のご質問、次年度以降に実施を予定している詳細設計や工事の契約方式につきましては、本業務にて策定する計画をもとに、一般競争入札による契約を予定しております。

3点目です。契約者に対する松戸市の過去の下水道工事の発注額及び件数、いずれも累積をご教示ください。

回答といたしましては、下水道整備課が発注した令和2年度から令和6年度における下水道関連業務委託のうち、㈱シーエスエンジニアズ東関東支店との契約は9件ございます。9件のうち5件が一般競争入札で、契約額の合計は45,431,000円となります。また、4件が随意契約で契約額の合計は1,672,000円、いずれも1号随契となります。指名競争

福田委員長	<p>入札はございません。以上となります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>私の事前質問にはお答えいただいた通り、1社に依存するリスクを認識しながら総合的に判断しますとのことで、了解しました。</p>
霞委員	<p>私の質問に関連して、随契なのでどの程度、過去に契約があったのかお聞きしましたが、偏ってはいないことがわかりました。ありがとうございました。</p>
山田委員	<p>交付金の関係があったので、追加でマンホールトイレを整備されたということですね。今回は計画の策定業務に絡んで随契ということでしたが、マンホールトイレの整備だけでも随契になるのですか。</p>
下水道整備課	<p>国からの緩和要件次第ですが、マンホールトイレの設置だけでしたら一般競争入札で考えています。</p>
福田委員長	<p>抽出事案は今のが最後でしたので、審議を終わらせていただきます。本日の審議は全て終了いたしました。事務局の方からご連絡がありましたら、お願いします。</p>
事務局	<p>皆様、お疲れ様でした。再苦情の申立てがなければ、今年度の入札監視委員会は本日で終了となります。来年度第1回の委員会につきましては、例年通り7月頃を予定しておりますので、日程調整よろしく願いいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>